

苫小牧市庁舎中央広場貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、苫小牧市財産条例（昭和39年3月30日条例第6号）及び苫小牧市公有財産規則（昭和39年10月30日規則第33号）に基づき、苫小牧市庁舎中央広場（以下「中央広場」という。）を、本庁舎の有効利用を目的として一般に貸出す場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(位置と詳細)

第2条 中央広場の詳細については、位置図と詳細図のとおりとする。

(使用期間および使用日時)

第3条 中央広場の使用期間及び使用時間については、別表1のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、変更することができる。

(使用許可)

第4条 中央広場の使用を希望する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 中央広場の使用申請は毎年4月1日から（その日が休日に当たるときは、翌営業日から）開始し、その年の12月17日まで（その日が休日に当たるときは、翌営業日まで）できる。

なお、年度を跨ぐ申請はできないものとする。

3 毎年7月1日から9月30日の閉庁日に中央広場を使用する場合は、市庁舎1階ロビー棟のカフェスペースでエアコンを使用することができる。

4 中央広場の使用許可を受けようとする者は、使用を希望する日の2週間前（14日間前）までに（その日が休日に当たるときは、翌営業日まで）苫小牧市庁舎中央広場貸出兼行政財産使用許可申請書（様式1）及び苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱第8条に基づく誓約書を、市長に提出しなければならない。

5 前項の申請を許可するときは、市長は、苫小牧市庁舎中央広場貸出兼行政財産使用許可書（様式2）を申請者に交付する。

6 市長が、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用制限)

第5条 周辺の環境に配慮し、次に掲げる各号に該当する場合は使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるとき。

- (2) 申請者及び使用者の中に公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に所属している者がいるとき。
- (3) 中央広場を使用することによって、公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体が利益を得るとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に定める営業及びこれに類すると認められるとき。
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるとき。
- (6) 中央広場の管理運営上支障があると認められるとき。
- (7) 中央広場の形状を著しく変えるおそれがあるとき。
- (8) 異常な騒音、臭気等の発生が予想されるとき。
- (9) 法令で禁止され、又は法令に抵触するおそれがあるとき。
- (10) その他使用を制限することが必要であると認められるとき。

(使用料)

- 第6条 中央広場の使用料及びエアコン使用料は、別表2で定める額とする。
- 2 前項で規定する使用料は、使用を希望する日の3営業日前までに前納しなければならない。
 - 3 前項の使用料については還付しない。ただし、公用又は公共用に供するために使用許可を取り消したときその他市長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消し)

- 第7条 市長は、次に掲げる各号に該当する場合には、直ちに中央広場の使用許可を取り消し又は使用の制限若しくは停止をすることができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
 - (2) 使用の条件を守らなかったとき。
 - (3) 各種法令若しくはこの要綱に違反している又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 使用許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - (5) 要綱に定める使用料を期日までに支払わなかったとき。
 - (6) 使用の権利の全部又は一部を転貸又は譲渡したとき。
 - (7) 降雪、災害その他の事故により中央広場の利用ができなくなったとき。
 - (8) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取り消し又は使用の制限若しくは停止した場合、生じた損失を補償しないものとする。

(損害賠償)

- 第8条 使用者は、己の責に帰すべき事由により、中央広場において市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(疑義の解決)

第9条 中央広場に関することで疑義が生じた場合は、市と使用者で協議して決定することとする。

附則 この要綱は令和7年5月1日から施行する。